

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供募集要項

1 趣旨

渋川市ではご結婚されるお二人への祝福の気持ちを伝えるとともに、渋川市に親しみ愛着を感じていただけるよう、また、ご誕生されたお子様の健やかな成長をお祈りし、幸せな家族を築いていただけるようオリジナル婚姻届及び出生届（以下「届書」という。）を作成します。

また、市民サービスの向上及び経費の削減を図るため、届書の無償提供者を募集します。

2 無償提供していただくもの

(1) 婚姻届・出生届及び届書記入例

婚姻届 400枚、出生届 500枚

市をイメージした図柄を入れたカラー印刷物であって、A3サイズを二つ折りにしたものであり、戸籍法施行規則第59条に基づいたものであること。出生届は医師の出生証明書も含みA3サイズとすること。

無償提供者は、届書記入例に無償提供者の広告（無償提供者が募集した広告を含む）を掲載することができる。

ただし、広告の内容が渋川市オリジナル婚姻届等広告非掲載基準（別記1）に該当する場合は、掲載できません。

(2) その他 記載内容等については事前に協議を行い承諾を得ること。

3 届書の使用期間

令和4年7月1日（金）から1年間とする。

ただし、使用開始日については協議により変更することができる。この場合においても使用期間は1年間とする。

4 応募方法等

(1) 応募資格

応募することができるのは、企業、個人の事業者又は商店街組合等の連合体で、次の条件を全て満たしていることが必要です。

ア 所在地の市区町村又は住所を有する市区町村の市区町村税に滞納がないこと。

イ 渋川市から指名停止を受けていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に該当しないこと。

エ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

(2) 募集期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月14日(火)まで

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）。郵送の場合は、令和3年12月14日(火)の消印まで有効とします。

(3) 提出書類

ア 渋川市オリジナル婚姻届等無償提供申込書（様式第1号）

イ 上記アの添付書類

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（発行が提出期限前3か月以内のもの）

(ア) 企業の場合 所在地の市区町村の所在地証明書

(イ) 個人事業者の場合 住所を有する市区町村の住民票の写し

(ウ) 商店街組合等の連合体の場合 所在地の市区町村の所在地証明書又は代表者の住所を有する市区町村の住民票の写し

ウ 所在地の市区町村又は住所を有する市区町村の市区町村税に未納額のない証明書（完納証明書）（発行が提出期限前3か月以内のもの）

※ 所在地の市区町村又は住所を有する市区町村が市区町村税に未納額のない証明書（完納証明書）を発行していない場合は、納税証明書（発行が提出期限前3か月以内のもの）

エ 会社概要など事業概要がわかるもの

オ 本市又は他自治体へ過去に無償提供した届書（実績がある場合のみ）

カ 提供内容提案書（様式第1号（別紙））

キ オリジナル婚姻届イメージ見本（他自治体へ提案を行った物でも可）

ク オリジナル出生届イメージ見本（他自治体へ提案を行った物でも可）

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留）

※ ファックス及びメールでの受付はいたしません。

(5) 提出先

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

渋川市役所市民環境部市民課管理係

5 無償提供者の決定

市は、提出された書類について、渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者審査基準（別記2）により内容を総合的に審査し、無償提供者を決定します。結果については、渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者採用通知書（様式第2号）又は渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者不採用通知書（様式第3号）により応

募者へ通知します。

また、基準を満たす無償提供者が複数となった場合は、提出いただいた書類に基づき、提案内容などを総合的に評価し、1事業者を選定します。

なお、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

6 決定後の手続き等

採用決定後、渋川市オリジナル婚姻届等無償提供に関する協定書（様式第4号）を締結していただきます。

無償提供者が広告主及び広告内容を内定したときは、速やかに渋川市オリジナル婚姻届等広告主・広告内容承認（変更承認）申請書（様式第5号）を市に提出いただきます。市は広告内容等を審査し、渋川市オリジナル婚姻届等広告主・広告内容承認（変更承認）指示書（様式第6号）により掲載の可否を通知します。

その他、色、形状等についても市と協議の上、承認を受けた後に作製してください。

納入の時期、場所、数については、市の指示に基づき、指定の場所に納品いただきます。納入の時期及び数量については協議の上、定めるものとします。

7 その他注意事項

(1) 無償提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負い、自らが広告主を募集する場合は、市が募集している等の誤解を与えないよう十分留意してください。

(2) 無償提供者は、届書の掲載事項についての苦情のうち無償提供者の掲載事項に関するものについては、自らの責任において速やかに解決してください。

(3) 無償提供者において記入例や広告の内容等を変更しようとする場合は、事前に様式第5号により申請し、市の指示を受けてください。

(4) 無償提供者は、広告主に営業停止、犯罪等の問題が発生した場合には、速やかに市に通知し、その広告主に係る届書及び記載例等を回収してください。

なお、その際は、代替えの届書及び記載例等を配置してください。

(5) 市は、広告主若しくは広告内容等が法令に違反している場合、又はそのおそれがあると判断される場合は、無償提供者に広告主又は広告内容の変更を求めます。

なお、その際は、代替えの届書及び記入例を配置してください。

(6) 市が無償提供者からの届書及び記入例等の利用が適当でないとした場合は、その利用を取りやめることがあります。

(7) 応募に要する費用、届書及び記入例等の納入等に要する費用は、全て応募者の負担とします。

また、提出された書類は、返却しません。

(8) 使用期間の過ぎた届書及び記入例は、無償提供者の責任と費用において処分してください。

8 問い合わせ先

渋川市役所市民環境部市民課管理係

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話 0279-22-2459 (直通)

電子メール shimin@city.shibukawa.gunma.jp

別記 1

渋川市オリジナル婚姻届等広告非掲載基準

渋川市オリジナル婚姻届等記入例に広告を掲載する場合において、以下に掲げる内容のいずれかに該当するものは、掲載することができない。

1 法令等により掲載できないもの

- (1) 医療関係の法令(医療法(昭和23年法律第205号)、医師法(昭和23年法律第201号)、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(昭和35年法律第145号)、獣医療法(平成4年法律第46号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号))に抵触するもの
- (2) 介護保険法に抵触するもの
- (3) その他広告の制限が規定された法令等に抵触するもの

2 業種等により掲載できないもの

- (1) 風俗営業及び風俗営業に類似する業種の広告
- (2) たばこ、酒の商品名を表示する広告
- (3) ギャンブルに関する広告
- (4) 興信所等の広告
- (5) 出資者及び出資金の広告
- (6) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められるもの
- (7) 債権取り立て、回収等の広告
- (8) 公的な検査機関が立証できない効果や効能を表示した商品等に関する広告
- (9) 社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載する広告
- (10) 渋川市税を滞納しているものが掲載しようとする広告
- (11) 民事再生法及び会社更生法による更生手続中であることが判明した者が掲載する広告

3 内容等により掲載できないもの

- (1) 人権侵害、名誉毀損又は差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に関するもの
- (4) 他人を誹謗中傷するもの

- (5) 政治活動に関するもの
- (6) 宗教団体による布教に関するもの
- (7) 利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

4 消費者保護の観点から掲載できないもの

- (1) 誇大表現によるもの
- (2) 射幸心を著しくあおる表現によるもの
- (3) 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
- (4) 虚偽の表現によるもの
- (5) 法令で認められていない業種、商法又は商品
- (6) 国家資格に基づかないものが行う療法等

5 青少年の保護、健全育成の観点から掲載できないもの

- (1) 水着姿、裸体等、広告内容に無関係で必然性がないもの
- (2) 暴力や犯罪を肯定、助長するような表現のもの
- (3) 残虐な描写など、善良な風俗に反する表現のもの
- (4) 暴力及びわいせつ性を連想させるもの
- (5) ギャンブルを肯定、助長する表現のもの
- (6) その他青少年に有害とされるもの

6 その他掲載できないもの

- (1) 掲載することが不相当と認められるもの

別記 2

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者審査基準

申込者		
No.	審査項目内容	審査結果
1	募集要項に定める応募資格を満たしているか。	適 ・ 不適
2	広告の募集方法は適切か。(広告を募集する場合)	適 ・ 不適
3	納入までのスケジュールは適切か。	適 ・ 不適
4	納入方法は適切か。	適 ・ 不適
5	広告主に問題が生じた場合の対応は適切か。	適 ・ 不適
6	他自治体におけるオリジナル婚姻届等無償提供の実績はあるか。	有 ・ 無

※ No. 1～5の審査結果に「不適」が1つでもある場合は、提供者としない。

渋川市長 へ

所在地

名 称

代表者

印

連絡先

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供申込書

渋川市が募集するオリジナル婚姻届等の無償提供について、募集要項を承諾のうえ下記のとおり申し込みます。

記

- 1 届書の規格 募集要項のとおり
- 2 数 量 募集要項のとおり
- 3 提出書類
 - (1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（発行が提出期限前 3 か月以内のもの）
 - ア 企業の場合 所在地の市区町村の所在地証明書
 - イ 個人事業者の場合 住所を有する市区町村の住民票の写し
 - ウ 商店街組合等の連合体の場合 所在地の市区町村の所在地証明書又は代表者の住所を有する市区町村の住民票の写し
 - (2) 所在地の市区町村又は住所を有する市区町村の市区町村税に未納額のない証明書（完納証明書）（発行が提出期限前 3 か月以内のもの）
 - (3) 会社概要など事業概要がわかるもの
 - (4) 本市又は他自治体へ過去に無償提供した届書例（実績がある場合のみ）
 - (5) 提供内容提案書（様式第 1 号（別紙））
 - (6) オリジナル婚姻届等イメージ見本（他自治体へ提案を行った物でも可）
- 4 確認事項
 - (1) この申込書及び関係書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。
 - (2) 渋川市オリジナル婚姻届等の無償提供募集要項を遵守します。

様式第1号（別紙）

年 月 日

渋川市長 あて

所在地
名 称
代表者

印

提供内容提案書

- 1 広告の募集方法
- 2 納入までの工程（※1）
- 3 納入方法（※1）
- 4 広告主に問題が生じた場合の対応（※2）
- 5 他自治体におけるオリジナル婚姻届等無償提供の実績
- 6 自社の広告掲載基準
- 7 その他

※1 納入について記載してください。

※2 代替届書の納入依頼から納入までの期間についても記載してください。

様式第2号

年 月 日

名 称
代表者 様

渋川市長 

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者採用通知書

年 月 日付で申し込まれたオリジナル婚姻届等の無償提供について、貴（社・組合）を採用者と決定しましたので通知します。

については、下記により手続きをお願いします。

記

1 協定書の締結

別添「渋川市オリジナル婚姻届等無償提供に関する協定書（様式第4号）」の内容を確認していただき、了承いただけましたら同協定書に社印、代表者印を押印の上、担当まで返送してください。

2 広告を掲載する場合は、「渋川市オリジナル婚姻届等広告主・広告内容承認（変更承認）申請書（様式第5号）」を提出してください。

様式第3号

年 月 日

名 称
代表者 様

渋川市長 印

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供者不採用通知書

この度は、本市オリジナル婚姻届等の無償提供者にご応募いただきまして誠にありがとうございました。

審査の結果、貴（社・組合）を不採用者と決定しましたので通知します。

様式第4号

渋川市オリジナル婚姻届等無償提供に関する協定書

渋川市 代表者 渋川市長 高木 勉（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、渋川市オリジナル婚姻届等（以下「届書等」という。）の無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（届書等の無償提供）

第1条 乙は、渋川市オリジナル婚姻届等の無償提供募集要項（以下「募集要項」という。）を遵守し、次に掲げる届書等を作成して、甲に無償提供するものとする。

（1） 渋川市オリジナル婚姻届書及び届出記載例 400部

（2） 渋川市オリジナル出生届書及び届出記載例 500部

（協定期間）

第2条 協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとし、届書等の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（広告の募集等）

第3条 乙は、届書記載例等に広告を掲載することができる。

2 乙は、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）に対し、自らが広告を募集していることを明らかにし、甲が募集しているような誤解を与えないようにしなければならない。

（届書等の作成及び使用等）

第4条 乙は、広告主の要件及び広告内容について事前に甲と協議し、甲の承認を受けた後に届書等を作成しなければならない。

2 甲は、届書等の使用開始後に広告の内容又は広告主が募集要項に抵触することとなったと認めるときは、届書等の使用を中止することができる。この場合において、乙は速やかに新たな届書等を甲に提供するものとする。

（広告内容に関する責任）

第5条 広告内容に関する一切の責任は、乙が負うものとし、苦情が発生したときは速やかに解決にあたるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第7条 甲が届書等の提供につき適当でないと認めたときは、乙に対して無償提供の協定を解除することができる。

(疑義等)

第8条 この協定の内容に疑義があるとき、又はこの協定に定めない事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

所在地 群馬県渋川市石原80番地
甲 商号又は名称 渋川市
代表者職氏名 代表者 渋川市長 高木 勉 ㊟

所在地
乙 商号又は名称
代表者職氏名 ㊟

様式第5号

年 月 日

渋川市長 あて

所在地
名 称
代表者
連絡先

⑩

渋川市オリジナル婚姻届等広告主・広告内容承認(変更承認)申請書

渋川市オリジナル婚姻届等に掲載する広告の広告主・広告内容について、承認(変更承認)を受けたいので、別紙のとおり申請します。

広 告 主	区 分	法人 ・ 個人事業主	連 絡 先	
	所 在 地			
	名 称			
	代 表 者 職 ・ 氏 名	⑩		
	業 種 及 び 事 業 内 容	業 種		
事 業 内 容				
広 告 内 容				
摘 要	1 渋川市オリジナル婚姻届等の無償提供募集要項を遵守します。 2 渋川市民、渋川市内事業所及び代表者の場合、市税納付状況調査を行うことに同意します。 3 暴力団構成員、暴力団の関係者ではありません。			

※ 広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載したものをA4版で添付してください。

※ 別紙は、広告主ごとに作成し、提出してください。

様式第6号

年 月 日

名 称
代表者 様

渋川市長 印

渋川市オリジナル婚姻届等広告主・広告内容承認（変更承認）指示書

年 月 日付で申請のあったオリジナル婚姻届等の広告主・広告内容承認（変更承認）について、下記により決定しましたので通知します。

記

- 1 決定の内容 承認 ・ 一部承認 ・ 不承認
- 2 指示事項